

## 不正競争防止法に関する検討の経緯

平成30年11月20日  
経済産業省知的財産政策室

- 平成29年7月～平成30年1月  
不正競争防止小委員会にて検討を重ね（計9回）パブリックコメント（平成29年11月24日～12月24日）を踏まえ、平成30年1月19日に中間報告を策定・公表
- 平成29年12月26日  
制度の詳細を実務的に明確化するため「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」を設置して議論を開始
- 平成30年5月23日  
第196回国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が可決・成立
- 平成30年5月30日  
「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布
- 平成30年11月1日  
営業秘密の使用に係る推定規定（不正競争防止法第5条の2）の適用対象となる「技術上の秘密」に「情報の評価又は分析の方法」を追加する等の内容を盛り込んだ政令が施行
- 平成30年11月  
「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」において、「限定提供データに関する指針案」のとりまとめ（計12回のWGを開催）
- 平成30年11月20日  
第10回不正競争防止小委員会（本日）
- 平成30年11月29日  
不正競争防止法平成30年改正法一部施行（「技術的制限手段」に係る事項）
- 平成31年7月1日  
不正競争防止法平成30年改正法全面施行（「限定提供データ」に係る事項、証拠収集手続きの強化に係る事項）